【参考資料４】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 11 月 20 日
第 13 回条例検討会資料

合理的配慮に対する諸外国の考え方

○　アメリカ

【障害をもつアメリカ人法（ＡＤＡ）及びリハビリテーション法】

（ＡＤＡ及びリハビリテーション法の特徴しては）事業主は、障害が外見から明確である、あるいは知らされている場合にのみ合理的配慮を実施する必要がある点である。障害者サイドから言えば、障害が職務遂行の妨げとなることが周囲にもはっきりわかる場合以外は、合理的配慮の要求をすることが必要である。

（出典「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究・ＥＵ諸国及び米国の動向」）

○　イギリス

【障害者差別禁止法（ＤＤＡ）】

ＤＤＡでは、雇用主は、労働者に障害があり、実質的に不利益を被っていることを知っているか、知っていることが合理的に期待される場合に、調整義務が発生するとしている。さらに、雇用主は合理的にそれを知るように期待される場合には、それをしなければならない。

（出典「障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究・ＥＵ諸国及び米国の動向」）